

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

本市職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、国家公務員の例に準じた措置を講じるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。